

呉市立美術館と比治山大学・比治山大学短期大学部との相互協力協定書

呉市立美術館（以下「甲」という。）と比治山大学・比治山大学短期大学部（以下「乙」という。）は、双方の専門性を生かし、美術文化、教育の推進及び地域振興に関して協力を深めるために、この相互協力協定を締結する。

（相互協力活動）

第1条 甲及び乙は、次の事項について協力するものとする。

- （1）美術文化をはじめとした芸術文化の発展に関すること。
- （2）生涯学習・公開講座に関すること。
- （3）地域づくり及び地域発展に関すること。
- （4）人的交流・施設の相互利用に関すること。
- （5）その他甲乙の協議により定める事項

（実施内容）

第2条 この相互協力活動の具体的な実施内容は、甲及び乙が別途協議するものとする。

（費用負担）

第3条 相互協力活動は、原則として無償とし、相手方に費用負担を求めないものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から4年間に限り有効とする。ただし、有効期限満了の日から1ヶ月前までに、甲または乙から改定または廃止の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた、同様とする。

（その他）

第5条 この協定に関し疑義が生じたとき、またはこの協定を変更する必要があるときには、甲及び乙は誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年 9月25日

甲 広島県呉市幸町入船山公園内
呉市立美術館
館長 寺本泰輔

乙 広島県広島市東区牛田新町4-1-1
比治山大学
比治山大学短期大学部
学長 高橋超